

品川区地域公共交通庁内検討会設置要領

制定 令和2年7月16日 部長決定

(目的)

第1条 この要領は、品川区地域公共交通会議設置要綱（令和2年7月16日区長決定要綱第154号。以下「要綱」という。）第11条第2項に基づき、品川区地域公共交通会議に設置する品川区地域公共交通庁内検討会（以下「庁内検討会」）の所掌事項、組織等を定めることにより、庁内検討会の円滑な運営を図ることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 庁内検討会は、コミュニティバス導入に向け、以下の事項について調査する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃・料金等に関する事項
- (2) コミュニティバスの運行計画および事業の管理に関する事項
- (3) その他庁内検討会が必要と認める事項

(組織)

第3条 庁内検討会は、区職員のうち、別表に掲げる職にある者により構成する。

- 2 庁内検討会の会長は、都市計画課長が務めるものとする。
- 3 会長は、庁内検討会を代表し、会務を総理する。

(運営)

第4条 庁内検討会は、会長が招集する。

- 2 やむを得ない理由のため庁内検討会に出席できない委員は、代理人を出席させることができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して庁内検討会への出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 庁内検討会の庶務は、都市環境部都市計画課において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、庁内検討会の運営に関して必要な事項は、都市計画課長が別に定める。

別 表（第3条関係）

企画部	企画調整課長
地域振興部	地域活動課長
	商業・ものづくり課長
文化スポーツ振興部	文化観光課長
福祉部	高齢者地域支援課長
	障害者福祉課長
防災まちづくり部	土木管理課長
	交通安全担当課長
	道路課長
都市環境部	都市計画課長